

第一種健康診断特例区域等の 検証に関する検討会（第3回）	資料7
令和3年3月18日	

鎌田構成員提出資料

拡大要望地域の「要医療性」に関する検討

目的:

「院内がん登録」資料を用いて「第1種健康診断特例区」と「拡大要望地域」でのがん発生に有意な差の有無を検討する。

背景:

広島県では昭和 48 年(1973)より「腫瘍登録(病理組織登録)」を実施しており、さらに、平成 14 年(2002)より「広島県地域がん登録」も行ってきた。また、一方では、厚生労働省指導の下、「院内がん登録」が平成 19 年(2007)より実施されていた。広島県は平成 28 年(2016)の「全国がん登録」発足にともない、過去のがん登録資料のすべてを「全国がん登録」に提供し、がん情報の収集、保存、活用に協力している。

今回、黒い雨地域の「要医療性」に関して、「院内がん登録」を活用し「拡大要望地区」のがん罹患について検討する。

方法:

観察対象者の特定 平成 20 年(2008)10 月 1 日国勢調査時点に当該地域に居住し、かつ、昭和 21 年(1946)5 月 30 日まで、その地に在籍していた住民(7桁郵便番号、住所、氏名、生年月日)を選定し、「第1種健康診断特例区」、「拡大要望地域」、「対照地区(三原)」の「住民リスト」を作成する。

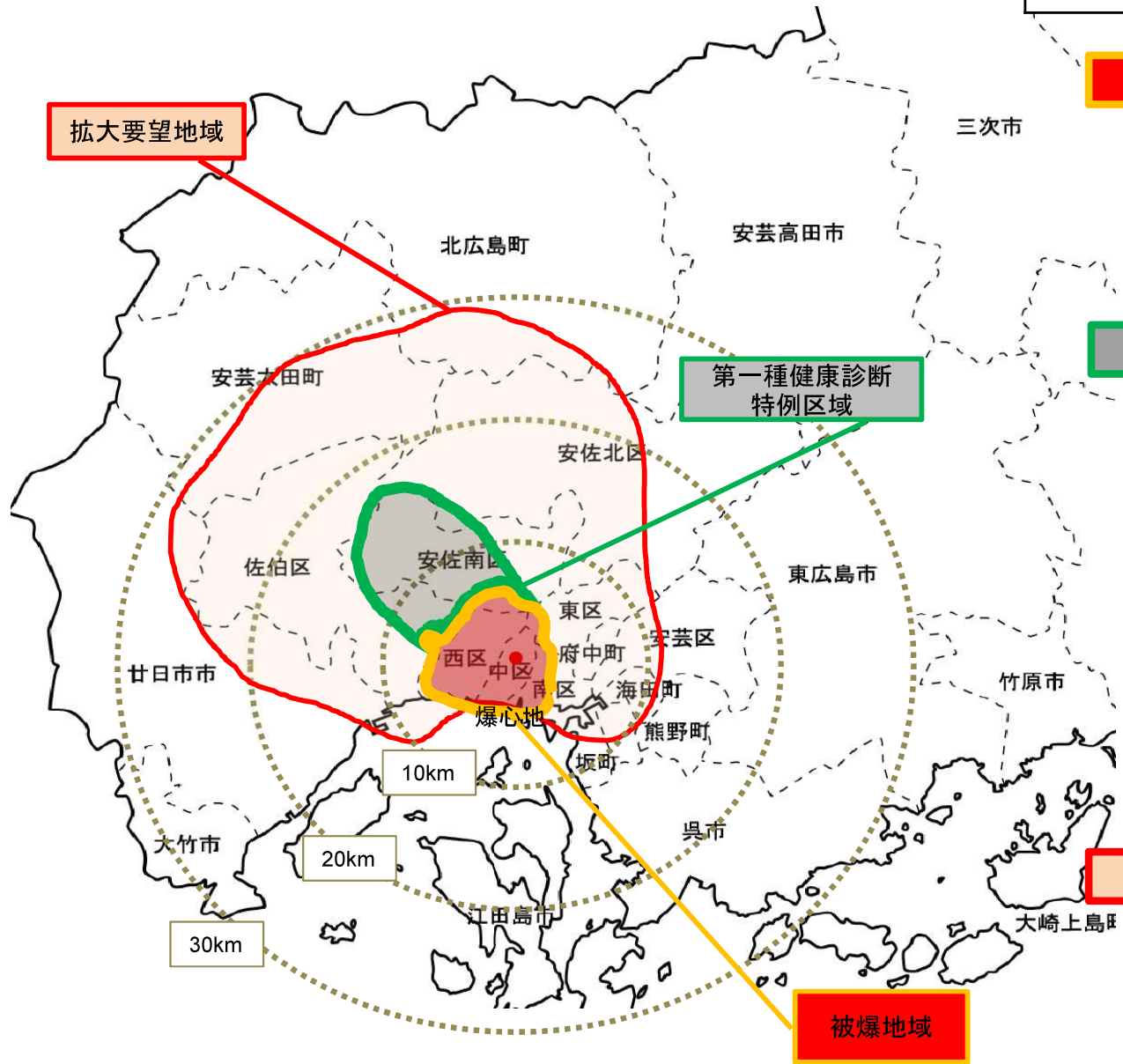
がん罹患者の特定 平成 20 年(2008)1月1日より平成 30 年(2018)12 月 31 日までに近郊の8拠点病院の「院内がん登録」より、7桁郵便番号、住所、氏名、生年月日を用いてそれぞれの地区のがん罹患者を選定する。これと上記「住民リスト」を照合し、各地区におけるがん罹患者を特定する。

結果の判定:

それぞれの地域の 11 年間におけるがん患者リストより、全がん罹患患者数ならびに肝、肺、胃、大腸、腎、膀胱、胆嚢の各臓器別の標準化罹患比を計算し、地域毎のがんの多寡を判定する。

広島県の被爆地域等について

第一種健康診断特例区域等の 検証に関する検討会（第1回）	資料2 (抜粋)
令和2年11月16日	



**昭和三十二年,昭和三十七年指定
被爆地域**

原爆投下当時に居住していた場合、被爆者健康手帳が交付される地域。

**昭和三十二年指定
第一種健康診断特例区域**

原爆投下当時に居住していた場合、健康診断を被爆者と同様に受けられる地域（第一種健康診断受診者証を交付）。健康診断の結果一定の障害※があると診断された場合に被爆者健康手帳が交付される。

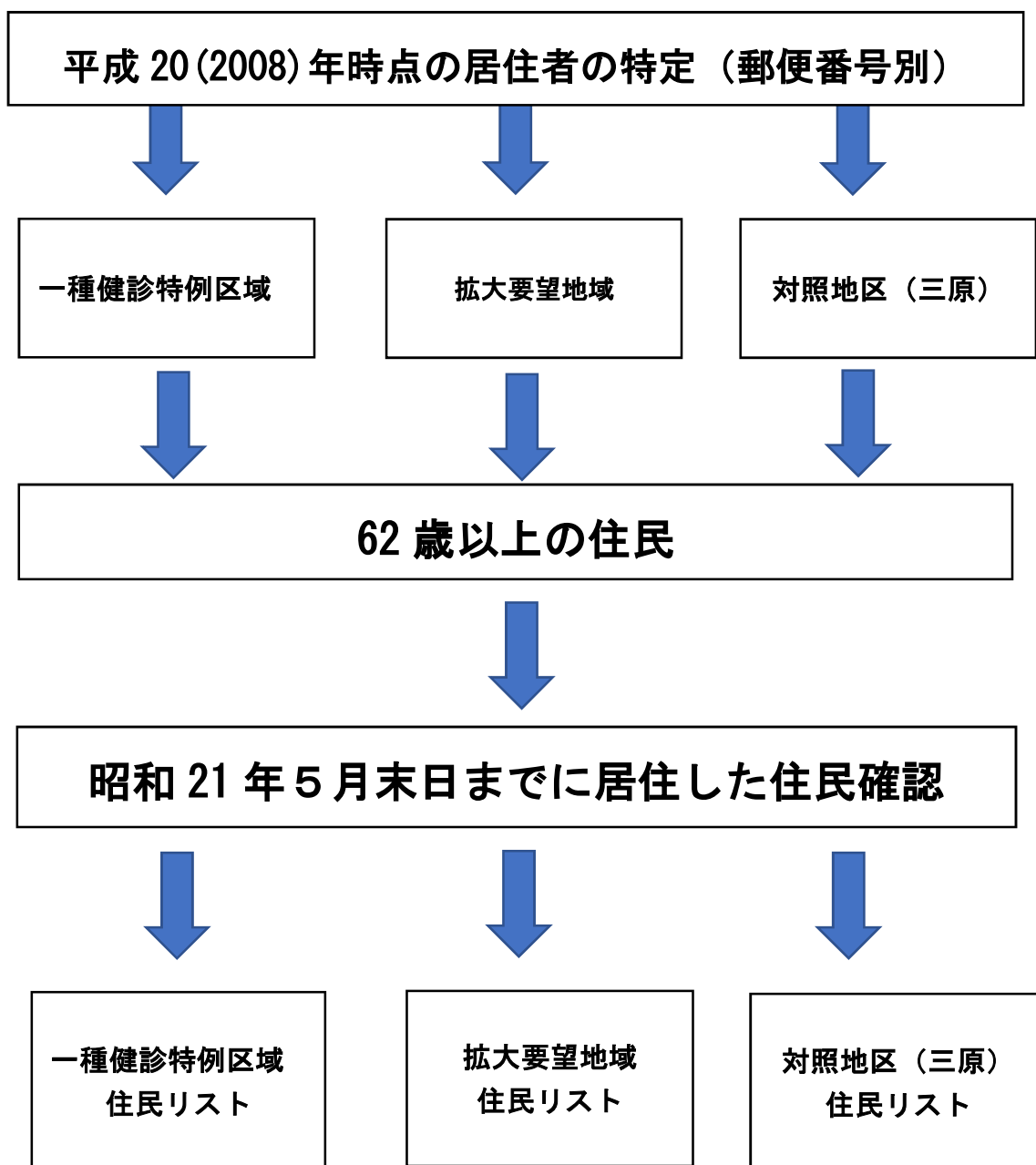
- ※・造血機能障害を伴う疾病
・肝臓機能障害を伴う疾病
・脳血管障害を伴う疾病 等

**平成二十二年
拡大要望地域**

第一種健康診断特例区域に追加するよう広島県・広島市等の要望あり（平成二十二年）

爆心から10kmごとの範囲

昭和 21 年 5 月までの居住者の特定



がん罹患者の特定

